

業務委託契約兼利用規約書

本契約は合同会社アリユール（以下、甲という）と_____（以下、乙という）との業務委託契約であり、業務委託する際にトラブルや問題を事前に防止のための合意と理解を求めることを目的とする。

第1条（業務委託契約）

甲は、乙に対し、下記の条項を承認の上、業務委託（事務委託）し、乙はこれを受託する。

第2条（業務委託内容）

甲が乙に対し業務委託する内容は次の通りとする。

- ① 甲が契約する日本国内のライブチャット運営会社が提供するシステムを介してのモデル出演
- ② ライブチャットシステムに関係するブログ等の更新作業
- ③ ライブチャットサービスにおける報酬管理
- ④ 前各号に付随する業務

乙は会員に対しライブチャットシステムを用いて、web 上のコミュニケーションが目的であり、会員との面会・交際は直接間接に関わらず禁止し、同様に金品の授受も禁止とし、合意する。

第3条（契約更新）

当契約は本登録後（身分確認後）より1ヶ月間とし以後は甲乙いずれかからの契約解除の申し出がない場合、自動的に更新するものとする。

第4条（契約の解除）

契約期間中は原則として契約を解除することはできない。解除できる場合は、次の通りとする。

1. 1か月前に予告した場合
2. 乙に契約内容の不履行その他重大な責任が発生したときは、甲は、確認のうえ即座に契約を解除することができる。
3. 甲の解除権
 - （1）甲は次の場合には、第1項の規定にかかわらず、契約期間の途中でも契約を解除することができる。
 - ①乙の業務遂行能力が著しく低下したとき。
 - ②甲の名誉と信用を傷つけたとき。
 - ③故意または過失により、甲に重大な損害を与えたとき。
 - ④健康を著しく害し、業務受託に耐えられないと認められるとき。

⑤当契約時に甲に申告した内容に偽りがあった場合。

4. 乙の解除権

(1) 乙は次の場合には、契約期間の途中でも契約を解除することができる。

- ① 甲から委託される業務が著しく減少したとき
- ② 契約の解除について合理的な理由があるとき

第5条（年齢確認）

当契約は乙が18歳以上であることを前提とする。乙が18歳未満の場合は甲との契約は成立しない。乙は甲に対し偽りなく生年月日・年齢・その他契約に関する必要事項を申告しなければならない。万一偽りがあった場合によって生じる条例及び法律的責任は全て乙に帰するものとし、甲は責任がないものとする。

第6条（業務委託料及び損害に掛かる支払い）

報酬については以下の通り定める。

1. 甲が乙に支払うべき報酬は業務委託費とする。事前契約により一部日払い精算も可能とする。日払い精算の時間帯は毎日午前11時より翌朝5時まで、とする。月払い精算は毎月末締めの日より15日以降とし、乙が甲に請求した時点で甲は乙の指定する口座に振り込む支払い手続きに入るものとする。請求日が銀行休日の場合、翌営業日に支払いとする。振り込みについては1円単位での振り込みとなり、振り込み手数料は乙が負担するものとする。
2. 通勤ワークでの通信関係及び作業場所その他設備にかかる費用は、甲が有償にて乙に貸与するものとする。但し条件により無償とする。
3. 報酬率については、日払い料率を25%とし、5%～10%を追加ボーナスとして毎月の乙の稼働計画が守られた場合に甲が乙に支払うものとする。報酬支払い例を参照の上、月末時点での勤務時間に応じて変動するものとする。
4. 甲が、何らかの理由でライブチャット運営会社から報酬を徴収不能になった場合、又は徴収不能と判断した場合は、甲が乙への支払をライブチャット運営会社からの徴収が完了するまで停止する事ができる。
5. 乙がこの規約に違反した場合の報酬を甲は一切支払わない。又、規約違反に抵触している恐れがある場合も審議完了まで報酬の支払い、乙の権利を一時保留とする。またこれらの規約違反により乙が損害を負ってもそれに関する損害賠償などをサービス関係者に請求しない事を乙は約する。（最も多い規約違反の一例として性器の露出、次に個人情報交換、次に接客の放棄・不備、等がある）
6. 乙の精算は、1回の精算につき1000円以上を精算可能金額とする。支払い単位は1000円とし、1000円以下の端数は月末締め、翌月15日に支払い対象とする。

7. 乙が甲の提供する作業場所を予約したにも関わらず乙の都合でキャンセルに至り、甲が被る損失を穴埋めするための規定の代替作業日を入れずに甲に損害を与えた場合は双方で取り決めたキャンセル料を乙は甲に支払う義務を負う。キャンセル料については優先して乙の買い掛け報酬より差し引いた後に甲は乙に報酬を支払うものとする。

8. 確定申告については乙が法律に従って所管の税務署に申告し、納税するものとする。

第7条（再委託・及び譲渡の禁止）

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。また当契約は譲渡してはならない。

第8条（重複契約の禁止）

乙は、甲に事前に通知することなしに、本業務の契約先を変更してはならない。また事前の通知の有無にかかわらず、最終業務日より1ヶ月以内の乙による他業者との業務遂行が確認された場合には甲は乙への報酬の支払いを停止する。その場合、乙のアカウントは停止対象となる。

第9条（コンプライアンスの遵守）

乙は甲のサービス内において、性器の露出や条例、法律等を犯したり、モラルに反する行為、契約内容をサービスの利用者または第三者に漏らしたり、甲に不利益な行為を一切しないものとする。違反行為によりアカウントを停止された場合には甲から乙への報酬支払いは停止する。

第10条（反社会勢力との取引排除）

甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。

- ① 自己及び自己の関係者が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員でないこと。
- ② 自己及び自己の関係者が反社会勢力を利用・関与しないこと。

第11条（秘密保持）

乙は、本業務の履行過程において甲より受領するあらゆる情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的にのみ使用する。乙は第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。（例として弊社の住所や内部規約、ルール等の情報、及び所属女性及びライブチャット会員に関連する一切の情報）本契約が終了した場合でも、本条に規定する守秘義務は、本契約から将来に渡り効力を有するものとする。

第12条（情報共有）

乙は、弊社と業務提携しているサイトと個人情報を含むすべてのデータを共有することを許可する。

第13条

当契約において乙は次の各号を承認する。

1. 作業内容、報酬他の条件については甲の都合により変更する。

2. 作業時間及び場所（チャットルーム）については乙の希望する時間及び場所とし、作業時間等の時間管理及び拘束する労働ではないものとする。
3. 甲が貸与するチャットルームにおいて乙が利用する際、滞在時間に対し 70%以上（例として 6 時間滞在で 4 時間以上）の稼動が無い場合、乙は甲に 1 時間あたり千円の利用料を支払うものとする。利用の予約を入れ、キャンセル等により利用しなかった場合も同様とする。
4. 甲が貸与するチャットルームにおいて甲と乙の契約サイトでの稼動目的以外で乙が利用することを禁止する。
5. 甲が貸与するチャットルーム内での喫煙を禁止する。
6. 甲の事情によりこの契約は即時終了する場合がある。
7. 乙は甲の契約ライブチャットサイトから別のライブチャットサイトへの会員の勧誘、もしくは別アカウントへの勧誘、それを疑われる行為をしてはならない。また複数のライブチャットサイトを同時に待機し会員を勧誘する行為も禁止する。
8. 乙は甲の契約ライブチャットサイトで待機する際、3 分以上画面から離れてはならない。
9. 乙は甲の契約ライブチャットサイトにて仕事をする際、会員に対して接客業として丁寧な言葉遣いをし、暴言やそれと疑われる言動、ポイントの要求をしてはならない。
10. 甲と乙は雇用関係でない事を確認する。
11. 公的機関から、乙の契約内容の開示を求められた場合は、甲の判断により開示する。
12. 未然トラブル防止のため所属女性との個人情報交換（連絡先、住環境及び SNS 含む）は一切禁止とする。

第 14 条（賠償責任）

乙は当契約の各号に違反した事により、その他乙の行為により甲が被った被害を賠償する責任がある事とする。

第 15 条（合意管轄）

当契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合は東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを甲、乙は同意するものとする。

第 16 条（協議）

本契約書に定めない事項については、必要に応じて甲乙協議の上定めることとする。

附則

1. 本利用規約は 2022 年 6 月 01 日から施行します。
2. 本利用規約の施行前に乙によって行われた行為についても本利用規約が適用されます。